

一般社団法人 地方公営企業会計総合研究所



公営企業会計を通して日本を明るくする！

理事長挨拶

地方公営企業の代表格である上下水道事業では、昭和32年水道法、昭和33年に下水道法が施行され国民生活にとって必要不可欠なインフラとして安定的に事業を続けております。

しかし、将来に向けた人口減少は「ヒト・モノ・カネ」すべてにおいて、大きな影響を及ぼすこととなり厳しい経営環境が待ち受けています。ヒトであれば事業職員数も減少し組織体制の脆弱化となり、モノであれば老朽化施設も多くあり物価上昇も考慮した更新費用がかかり、カネであれば人口減少により料金・使用料収入が減少し物価上昇の影響による維持管理費も増えると想定されます。

このような厳しい経営環境を迎える上下水道事業は、受益者（住民）に対して経営状況を数値化（見える化）した資料にて説明し協力していただく必要があります。モノである施設に一体どの程度の金額が必要であって、それにより将来の影響額がどの程度になるのか等を財務諸表・指標分析を通してしっかりとお伝えしていきたいと考えております。

理事長 鈴木利勝



地方公営企業会計総合研究所へのご相談

（一社）地方公営企業会計総合研究所では、上下水道事業等の会計税務支援、消費税申告業務、経営戦略策定支援、料金改定支援等を各理事会員にて行っております。各自治体の皆様からの地方公営企業会計に関連するご相談や関連セミナー開催のご相談をお受けしております。ご相談は下記QRよりお願いいたします。



地域の理事会員の担当者より折り返しご連絡をさせていただきます。

セミナー実績のご紹介

2025年4月

- ・ 佐賀県佐賀市 公営企業の消費税セミナー
- ・ 福井県福井市 上下水道 経営戦略・料金改定セミナー
- ・ 滋賀県彦根市 上下水道 経営戦略・料金改定セミナー
- ・ 石川県金沢市 上下水道 経営戦略・料金改定セミナー
- ・ 富山県富山市 上下水道 経営戦略・料金改定セミナー

2025年10月

- ・ 山形県山形市 法適用後の決算のポイント、補填財源に関するセミナー
- ・ 宮城県仙台市 法適用後の決算のポイント、補填財源に関するセミナー

お気軽にご相談ください



セミナーは今後、随時開催していく予定です



一般社団法人地方公営企業会計総合研究所

理事長 鈴木利勝

住所 茨城県ひたちなか市新光町38番地ひたちなかテクノセンター

TEL 050-1726-1208

理事会員事務所

株式会社Beyond 代表取締役 鈴木利勝
住所 茨城県ひたちなか市新光町38番地ひたちなかテクノセンター
TEL 029-229-2700
E-Mail info@bynd-jp.com

税理士法人諸井会計 代表社員 諸井政司
住所 佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号
TEL 0952-23-5106
E-Mail info@moroi.co.jp

税理士法人合同経営会計事務所 代表社員 竹澤祥一
住所 福井県福井市西開発一丁目2503番地1
TEL 0776-57-2370
E-Mail kouei@godokk.co.jp

税理士法人あさひ会計 代表社員 田牧大祐
住所 山形県山形市東原町二丁目1番27号
TEL 023-631-6521
E-Mail info@asahi.gr.jp

一般社団法人 地方公営企業会計総合研究所

設立趣意書

I はじめに

水道、下水道、交通、病院など、わが国の公営企業により、全国津々浦々の地域住民の日常生活に必要な不可欠なインフラとして公共サービスが提供されてきました。

しかしながら、地方を中心に人口減少による需要の減少が進み、料金収入が減少する一方で、高度経済成長期以降に整備された施設の老朽化による更新需要や自然災害への対応など投資負担が増す中、公営企業の経営環境がより一層厳しさを増しています。今後、地方のみならず人口集中地域においても同様の経営環境に直面することが想定されています。

「地方公営企業経営の基本」(総務省)において、公営企業が継続的に事業を運営し持続的なサービスを提供するため経営戦略(中長期的な経営の基本方針)を踏まえ、事業を実施すべきものとしていますが、経営環境の悪化状況について、経営する自治体職員の危機管理意識の不足や人材自体も不足しています。また、今後の設備老朽化の更新需要の負担増などによる財政面での危機的状況を利用者であり負担者である住民の理解も進んでいない現状があり、公営企業の持続可能性についての危機的状況となっています。

II 一般社団法人地方公営企業会計総合研究所の設立趣意

公営企業の持続的なサービス提供のためには、公営企業の経営環境の悪化を理解し、将来の財政健全化が不可欠です。一方で、公営企業が置かれている環境や直面している課題について、専門的に課題解決を支援する専門家集団がなく、特に経営、税務、会計面での実務的支援や情報提供する全国的な支援機関はありません。このような状況を踏まえ、公営企業の経営、会計分野での専門支援機関を発足するとともに、適正かつ効率的な組織的運営のためこれを法人化するものであります。

当法人は、地域住民の幸せのため、事業性・会計制度・将来設計の在り方を探求し、課題を自治体と共有し、共に解決策などを検討することで、公営企業の財政改革を進め、自治体の財政健全化に寄与することを目的とします。

なお、法人の目的に資する事業として次の事業を行います。

1. 地方公営企業についての研究・開発
2. 地方公営企業の会計・税務についての研究・開発・普及活動
3. セミナー講師の派遣
4. 地方公営企業会計・税務研修の運営
5. 地方公営企業の見える化に向けた研究・開発・普及活動
6. 地方公営企業のDX推進に向けた研究・開発・普及活動
7. 書籍の発行

公営企業会計総合研究所第1回税務研修会を終えて

税理士法人諸井会計 税理士 油布 寛

一般社団法人が設立され第1回の研修会で、公営企業の税務会計にお詳しい先生方また実務専門家の皆様が当税理士法人の所在地である佐賀市内の諸井会計の事務所まで御来所いただきありがとうございました。

研修会でのテーマにつきまして、御専門の先生方を前にしてどのような内容にするか迷いましたが、今後会員の皆様が自治体で研修を行うに当たって参考になる内容にしたいと思い、自治体職員の皆様が迷っている事項、間違いやすい事項、更には税務調査で指摘を受けている事例を織り交ぜて研修会の内容としたところです。自治体に伺い、話をお聞きしたり、月1回の巡回指導時に気付く誤り事項、ご相談事項を検証してみると、インボイス番号、税率表示など必要記載事項が記載されていないことや帳簿にインボイス発行不要の場合に記載すべき出張旅費等特例、回収特例、郵便切手特例などの記載がないことなど基本的な事項が分からないといった事項が散見されます。また、課税区分の判定に当たっても悩んでいることがうかがわれ当事務所の担当者が来るのを待ち課税区分の判定をこちらからお伝えすることが多々あります。特に行政手数料の課税・非課税区分の判定、負担金等の不課税判定などについては、課税区分の判定根拠が分からず処理しているのではないかと思います。更に、マスコミ報道によります事例の中には、申告期限、納期限を失念している事例も多々見られ、研修会でも申し上げましたが、「知識として知っていることとその知識を実行することとは違う」ので、自治体の皆様がなぜ基本的な申告期限、納期限を失念するのかをこの研修会で思い起こしていただき、延滞税の金額は少額であってもその延滞税を支払うのは住民であり、普通法人では少額であることから普通法

人では気にも留めない金額でも公営企業等の場合、延滞税は実質的には住民が負担することになることからその事実をマスコミ通じて住民にお詫びした上で、議会でも陳謝しなければならないことも事実です。

これまで、私は自治体職員向けのセミナーにおいてこのような基本的事項、住民にお詫びしなければいけない事例を織り交ぜてお話しさせていただいておりますが、自治体の職員の皆様は大変緊張感をもって耳を傾けてくれます。今後、会員の皆様方のセミナー開催時の参考としていただきたいと思い、私の拙いセミナー時のノウハウをご披露させていただきました。

研修会では、お話しませんでした。自治体職員の皆様は3年から5年程度での人事異動がありますので、上下水道等職員の皆様は初めて複式簿記、消費税計算などに携わる方も多く、自信がないとおっしゃっています。また、過去の先輩方が作成した資料を見様見真似でやってきているので、本当に正しいか疑問だというお話もお聞きする機会が最近ございました。このようなお話をお聞きすると、私共、会計事務所として使命感をさらに持ちご支援していかなければならないと感じる次第です。今後益々の当社法人に対する期待に応えるため研鑽を積みたいと第1回研修会が終了するに当たって身が引き締まる思いがいたしました。

